

太田市救急病院等耐震補強促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のための救急医療の安全性の向上を図ることを目的として、市内に所在する救急病院（救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により群馬県知事が認定したものをいう。）その他市長が特に認めた病院（以下「救急病院等」という。）の耐震補強（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕又は模様替えをすることをいう。以下同じ。）を促進するため、太田市救急病院等耐震補強促進補助金（以下「耐震補助金」という。）を交付することに関し太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 耐震補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、救急病院等を運営する団体の代表者又は院長とする。

(補助対象事業)

第3条 耐震補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、昭和56年5月31日以前に建築された当該救急病院等の耐震補強とする。

(補助対象経費)

第4条 耐震補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、耐震補強を実施する救急病院等の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する延べ面積のうち、市長が認める面積をいう。）1平方メートル当たり2万5,700円とする。

2 補助対象経費の全部又は一部が国及び県等の補助金の交付の対象となるときは、前項により算出された経費から当該補助金の交付の対象となる経費を控除するものとする。

(耐震補助金の額)

第5条 耐震補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1件につき1億円を限度とする。

2 耐震補助金は、予算の範囲内において交付する。

(書類の整備等)

第6条 耐震補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年10月23日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の

際現に耐震補助金の交付を受けた者については、第6条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。